記者発表資料

平成２７年８月４日
国土交通省湯沢河川国道事務所
大　　仙　　市
大曲商工会議所

やめましょう！！“悪質な場所取り”
～パトロールの強化や場所取り禁止看板の設置をおこないます～

・８月２２日（土）に開催される、『第89回全国花火競技大会』に向け、昨年に引き続き、国土交通省、大仙市、大曲商工会議所は、悪質な場所取りを防止するために、**会場となる雄物川堤防及び丸子川堤防のパトロール強化や場所取り禁止看板の設置等を実施**します。

・この取組みは昨年から実施しており、**平成２５年に約２０件あった悪質な場所取りが、昨年は１件と、その効果は大きくあらわれた**ところです。

・悪質な場所取りは、河川法や道路法等に抵触する可能性があります。
なお、パトロールにより悪質な行為を発見した際は、各機関において、情報共有を行うとともに、ただちに大仙警察署に連絡します。

○各機関がおこなう取組みは次のとおりです。
■取組み開始：平成２７年８月６日（木）から
■取組み内容
・国土交通省：花火大会会場及び周辺の河川区域を重点的にパトロール実施
（パトロール回数を週２回から週５回以上に増やします）
・大　仙　市：職員による会場周辺のパトロール実施及び禁止看板設置
（花火大会当日まで週５回以上パトロールを実施します）
・大曲商工会議所：花火大会会場内に場所取り禁止看板を設置するとともに、堤防の斜面を緊急避難スペースとし、フェンスにより規制を実施

○罰則は次のとおりです。
■河川法では、６月以下の懲役又は３０万円以下の罰金
■道路法では、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金
に処せられる場合があります。

○取材を希望される方は、
■日時：平成27年８月６日（木）午前９時まで
■場所：湯沢河川国道事務所大曲出張所（大仙市大曲金谷町２５－４０）
にお集まりください。

※発表記者会：秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局・湯沢支局

～問合せ先～
国土交通省湯沢河川国道事務所　電話：０１８３－７３－３１７４（代表）
副所長（河川）佐　藤　　徳　男　（内２０４）
河川管理課長　長谷川　　優　人　（内３３１）
大仙市農林商工部商工観光課　　電話：０１８７－６３－１１１１（代表）
商工観光課長　五十嵐　　秀　美
大曲商工会議所　　電話：０１８７－６２－１２６２（代表）
専務理事　藤　原　　薫

国土交通省・大仙市・大曲商工会議所がおこなう取組み（概要）

「予防」と「早期発見」への取組み

・国土交通省：
　河川パトロール回数を週５回以上に増加（通常は、週２回）

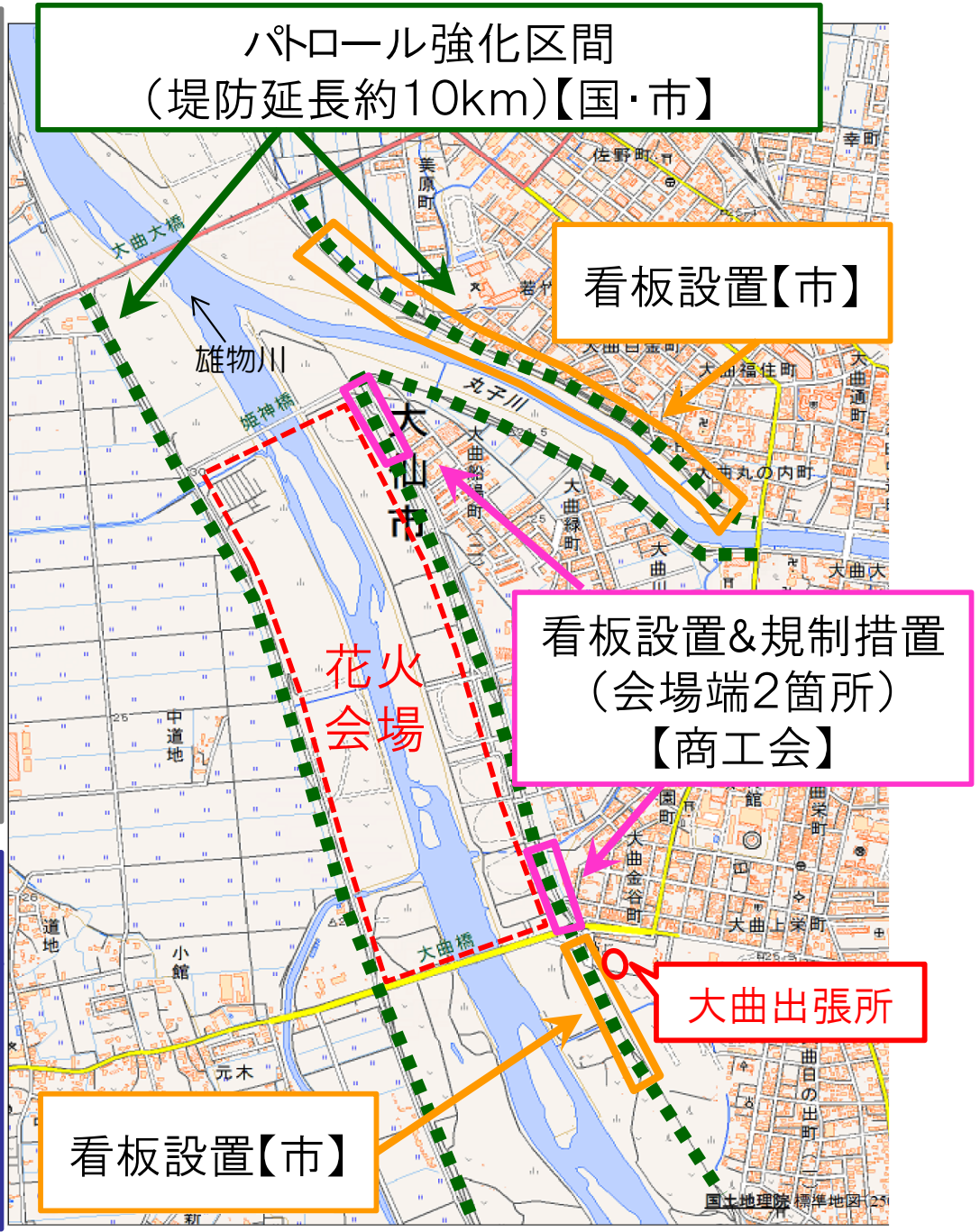
・大仙市：
　職員のパトロールを週５回以上実施
　場所取り禁止看板の設置（堤防上）

・大曲商工会議所：
　堤防法面の立入規制措置（会場）
　場所取り禁止看板の設置（会場）

悪質な場所取りを発見した場合

①各機関において情報を共有し、対策を実施

②警察署に通報し、現地確認を実施



この“取り組み”による効果

平成２５年に、雄物川及び丸子川の堤防で実際におこなわれた悪質な場所取りの事例です


スプレー散布による場所取り


除草剤の散布による芝枯れ


芝生の根もとまでの過度な除草


アスファルトへのスプレー散布

８月上旬から大会当日まで、**約２０件の悪質な場所取り発生**

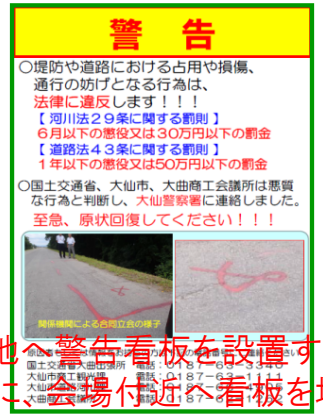
平成２６年から開始した“防止への新たな取組み”による実際の対応

悪質な場所取り発生



スプレー散布による場所取り
（縦：約1．5m×横：約5．8m）


直ちに、国・市・商工会議所が
合同立会いし、警察へ連絡



現地へ警告看板を設置するとともに、会場付近へ看板を増設

平成２６年に発生した“悪質な場所取り”はこの１件のみ

※平成２５年の約２０件から大幅な減少！！！